平成２７年（フ）第３９号
宮崎市吉村町今村甲4188番地12　Ｂｒｏｏｋ’ｓＳｑｕａｒｅ202号
債務者　繁昌　大輔
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第７号
鹿児島県出水市中央町400番地２、前住所鹿児島県出水市明神町2700番地56
債務者　伊藤　りえ
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第１０号
鹿児島県阿久根市塩浜町２丁目43番地　冨吉コーポＦ棟、前住所鹿児島県阿久根市波留3783番地
債務者　潟　　洋祐
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第４１３号
沖縄県豊見城市字上田475番地６
債務者　大田　滋朗
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第４１号
沖縄県那覇市字銘苅266番地１　仲本ビル205
債務者　野原　洋平
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第９００号
神戸市兵庫区福原町12番４号
債務者　横山　幸生
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７８号
神戸市北区ひよどり台５丁目１番地の75
債務者　韓明生こと　金　　明生
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８７号
神戸市中央区中山手通１丁目７番17号
債務者　居酒屋おおにしこと　大西　末子
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２１号
神戸市垂水区旭が丘１丁目10番55号
債務者　井上　章子
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２６９号
大分県別府市京町２番12号　リバブル京町503号
債務者　柳本　和男
1　決定年月日時　平成27年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第８号
山口県下関市唐戸町１番22―704号　アーベイン・カラトコア
債務者　料理屋瀬戸内こと　大越　清美
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第３０号
山口県下関市丸山町２丁目２番14―１号　秀島ビル
債務者　梶野表具店こと　梶野　秀二
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第１８号
鹿児島県曽於市大隅町岩川7719番地
債務者　山下　幹雄
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第２６号
青森市大字大別内字葛野180番地　金浜療護園
債務者　福井志津子
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３９６号
神奈川県平塚市花水台32番32―507号　虹ケ浜ハイツ
債務者　髙松　重正
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４４２号
神奈川県中郡二宮町中里882番地１号410
債務者　長島　妙子
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４６１号
神奈川県平塚市真田720番地の３、前住所神奈川県伊勢原市串橋279番地の９　フ・ミール美鈴Ⅲ201号
債務者　市川　一博
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部